

＜令和 8 年 5 月 21 日以降の公示送達を掲載します。＞

- 1 当ウェブページに関する以下の行為を禁止します。
 - (1) 公示事項を公示送達に関する情報の確認以外の目的で利用する行為
 - (2) 公示事項が表示された画像のコピー、スクリーンショットの撮影、画像中の文字列の転記などを行い、公示事項をインターネットサイト、SNS その他これに準ずるもの（個人のブログ等。なお、閲覧者が限られるものであるか否かは問わない。）へ転載拡散する行為
 - (3) 当ウェブページに対して、ウェブスクレイピングなど、プログラムを用いて公開している情報を取得する行為
 - (4) (3)のプログラム又は当該プログラムに関するソースコード等の公開

- 2 個人情報の取扱いについて、個人情報取扱事業者が個人情報を違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用することは、個人情報保護法において禁止されています。

例えば、当ウェブページから取得した個人情報（氏名、住所等）を、公示送達を受ける者の同意なくインターネットサイト、SNS その他これに準ずるもの（個人のブログ等。なお、閲覧者が限られるものであるか否かは問わない。）に掲載することは個人情報保護法の規定に抵触する可能性がありますので、取扱いにはご注意ください。

社会保険審査官の決定書

公示送達

審査請求人 加藤 翔太

上記の者に送達すべき令和7年度第7－379号に関する決定書の謄本は、東海北陸厚生局社会保険審査官（名古屋市中区三の丸2－2－1名古屋合同庁舎第1号館6階）が保管し、いつでも審査請求人に交付するから、その連絡方を申し出られたい。

社会保険審査官及び社会保険審査会法第15条第2項ただし書及び第3項の規定により公示する。

令和8年9月8日

東海北陸厚生局社会保険審査官
伊藤 美穂